

歩道橋ネーミングライツの



スポンサーを募集します！



横浜市では、道路の維持管理財源の確保、民間企業団体等へ地域活動及び社会貢献の場を提供することを目的として、歩道橋ネーミングライツ事業を実施しています。今年度も横浜市内の歩道橋を対象に、スポンサーを募集します！
なお、本事業の収入は道路の維持管理費として活用していきます。

1 対象歩道橋の一例

▼保土ケ谷区「狩場町歩道橋」



2019 箱根駅伝
ルート上にあり！

▼中区「桜木町駅前歩道橋」



・観光客が多い！
・駅から近い！

▼港北区「新横浜歩道橋」



横浜アリーナに
接続！

▼磯子区「新杉田歩道橋」



駅直結！

※ホームページ（裏面参照）に全対象歩道橋を掲載しています。

（裏面あり）

2 スポンサーメリット

スポンサーの企業名（店舗名含む）及び商品名等のいずれか及び企業ロゴを入れた愛称名を、高欄（手すり）の内側や主桁に標示することができます。

※対象歩道橋の構造等によって標示できる方法が異なります。

【高欄（手すり）内側プレート設置の例】



※神奈川県「鶴屋町クレインズ歩道橋」

【主桁標示の例】



※戸塚区「トツカーナデッキ（戸塚西口バスセンター歩道橋）」

3 契約条件（抜粋）

- ・ 契約料は、月額2万5千円以上（税込・千円単位）で、申込者からの提案金額です。
- ・ 契約期間は3年以上（最長5年まで）とし、契約の満了日は3月31日とします。
- ・ 愛称標示の設置、撤去・現状復旧にかかる費用は、全て申込者の負担となります。
- ・ 地域貢献の提案をしてください。
- ・ 愛称標示は各地区の景観に配慮したデザインとしてください。

4 提案の受付期間と標示までの流れ（目安）

受付期間：令和2年7月20日（月）から令和3年3月31日（水）17:15まで

期間内に3回の締切日を設けます。お申込みの時期によって、契約開始時期が異なります。

締切り後、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会において、提案金額・期間・愛称案・地域貢献の提案等を総合的に検討し、その結果を踏まえて優先交渉権者を決定します。その後、当該施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約します。

（参考）

	締切日	決定通知（目安）	契約開始時期（目安） （愛称標示の時期）
第1期	令和2年9月30日（水）	12月中旬	令和3年2月1日（月）
第2期	令和2年12月25日（金）	3月初旬	令和3年5月1日（土）
第3期	令和3年3月31日（水）	6月中旬	令和3年8月1日（日）

5 お申込み・お問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（22階）

道路局 計画調整部 企画課

TEL：045-671-3532 E-mail：do-event@city.yokohama.jp



- ▶ 詳しくは横浜市道路局企画課のホームページをご参照ください。

【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/douro_nr.html
（道路施設におけるネーミングライツ事業について）

横浜市道路局 ネーミングライツ

検索



お問合せ先

道路局企画課長 桐山 大介 Tel 045-671-2746